

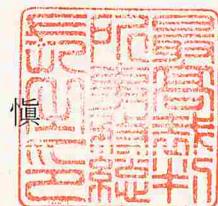
最高裁秘書第51号

令和3年1月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和2年12月18日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第177号

令和3年1月29日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第34号

(2) 謝問日

令和3年1月25日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第178号

令和3年1月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

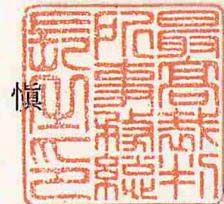
諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第34号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年1月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、司法行政文書不開示通知書記載の法令だけでは、「裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）」（以下「本件月額表」という。）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由は分からぬことから、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

本件月額表につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年12月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 判事補の地域手当の月額については、裁判官の報酬等に関する法律第9条第1項、裁判官の報酬等に関する規則第4条及び一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項の規定により、報酬及び扶養手当の月額の合計額に、同項各号に定める地域手当の級地の区分に応じた割合を乗じて得た額とされている。

このことから、本件月額表の判事補の地域手当欄には、判事補の報酬及び扶

養手当の月額の合計額に、本件月額表の（注）の2記載の支給割合（20%）を乗じて得た額を記載している。

したがって、本件開示申出に係る文書として、上記法令が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当しないので、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- (2) そして、上記のとおり、本件月額表の判事補の地域手当欄には、上記法令に基づいて算出された額を記載しているにすぎず、苦情申出人が主張するように、本件開示申出に係る文書を別途作成する必要はないことから、上記法令以外に同文書を作成又は取得していない。
- (3) よって、原判断は相当である。